『障害者権利条約と特別支援教育』
～インクルージョンは、進むのか？～

障害者権利条約は、学校や職場や、自分の住む地域など、社会生活のあらゆる場面に、障害者が他の人と同じように参加できることを求めています。

それでは、この条約によって、障害児が地域の学校で共に学ぶことは保障されるのでしょうか。一方、日本の特別支援教育は、この条約に照らして問題はないのでしょうか。

障害者権利条約を生かすためにはどうすればいいのか、皆さんと考えたいと思います。

期日　2009年7月5日（日）1時半～4時

会場　仙台市市民活動サポートセンター　研修室5

仙台市青葉区一番町四丁目1-3
TEL 022-212-3010
FAX 022-268-4042

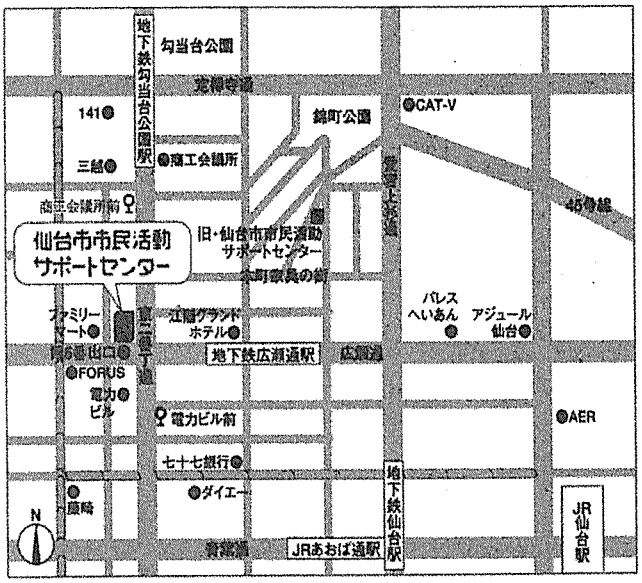

講師　大谷　恭子さん
（弁護士）

会場費　500円

主催　障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク

問い合わせ先　共育を考える会
TEL　022－275－7539【佐藤】
TEL＆Fax　022－299－1279【コッペ内　担当　飯嶋】
E－mail　muginokai@k5.dion.ne.jp

＊障害者権利条約　第24条　教育

1 締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であって、次のことを目的とするものを確保する。

（川島聡＝長瀬修仮訳（2008年5月30日付）